

○大府市市民後見人活動事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより判断能力が十分でない人の成年後見制度の利用の促進を図るため、市が支援する市民後見人による後見活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民後見人 後見等を受ける者（以下「本人」という。）の親族以外の者（弁護士、司法書士その他の専門的資格を有する者を除く。）であつて、家庭裁判所から後見人等に選任された者のうち、大府市市民後見人登録バンクに登録されているものをいう。
- (2) 後見人等 民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見人、保佐人又は補助人をいう。
- (3) 後見等 後見人等として行う後見、保佐又は補助をいう。
- (4) 後見活動 成年後見制度に基づき行う身上保護及び財産管理に関する支援をいう。

(基本理念及び責務)

第3条 市民後見人は、次に掲げる理念及び責務に基づき活動を行うものとする。

- (1) 法令を遵守し、本人の利益のために誠実に職務を遂行すること。
- (2) 本人の意思及び尊厳を最大限尊重すること。
- (3) 関係する支援機関等と連携を図り、協力して支援を行うこと。
- (4) 本人のプライバシーに十分配慮し、個人情報等を適切に取り扱い、漏えいしないようにすること。
- (5) 成年後見制度に関する法令及び実務に関する知識並びに援助技術について、常に研鑽^{きん}に努め、必要な知識の習得及び更新を行うこと。
- (6) 市民後見人の活動に関する普及啓発に協力するよう努めること。

(共同後見人)

第4条 市民後見人は、大府市社会福祉協議会等と共同して後見活動を行うものとする。

2 前項の後見活動における役割分担については、本人の状況等を踏まえ、市民後見人と大府市社会福祉協議会等が協議の上、定めるものとする。

(活動内容)

第5条 市民後見人の主な活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 身上保護及び意思決定に関する支援
- (2) 共同後見人が担当する財産管理に関する支援の補助
- (3) 定期的な面会及び活動記録の作成
- (4) 共同後見人、市及び家庭裁判所への報告
- (5) その他後見業務として必要な事項

(後見事務費)

第6条 市民後見人は、活動に要する経費のうち、市と協議のうえ、本人の財産から後見

事務費として受領することができる。

(報酬)

第7条 市民後見人は、第4条第2項で定めた後見活動における役割や活動内容に応じ、家庭裁判所に報酬付与の申立てを行うことができる。

2 前項の申立てに基づき家庭裁判所が認めた額は、本人の財産から報酬として受領することができる。

(守秘義務)

第8条 市民後見人は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(禁止事項)

第9条 市民後見人は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本人の利益に反する行為
- (2) 職務上の地位を利用した私的利益の取得
- (3) 活動の範囲を超えた金銭の授受
- (4) その他市民後見人としての信用を損なう行為

(活動支援)

第10条 市は、市民後見人が適切に後見活動を行うことができるよう、必要な助言、情報提供その他の支援を行うものとする。

(損害保険)

第11条 市民後見人が後見活動を行うに当たり、万一の事故等に備え、市が後見等の業務を対象とした損害保険に加入するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月18日から施行する。